

第9 市町村合併に関する国、県及び市町村の取組

1 国の支援策

(1)市町村合併の支援に関する関係省庁間の連携強化等

市町村合併の推進のための財政上の措置その他の措置について、関係省庁間の連携強化等を図る。

(2)市町村合併に関する情報提供

市町村合併の意義や必要性、メリット、合併特例法の内容、国会における市町村合併の論議等について、積極的に情報提供を行う。また、市町村合併の実現に向けた国民的合意の形成、気運の醸成を図るため、民間団体などとの密接な連携を図りつつ、広報・啓発活動を積極的に推進する。

(3)新たな「市町村合併の推進についての指針」の作成

全庁的な推進体制、合併重点推進地域など、「市町村の合併の推進についての要綱」策定後の都道府県における合併推進に係る具体的な取組方針について、新たな「市町村の合併の推進についての指針」を自治省において作成し、都道府県に対して通知する。

(4)地方財政措置

普通交付税の算定の特例(合併算定替)

合併市町村(合併後の新市町村)の普通交付税の額は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度は、合併関係市町村(合併前の旧市町村)がなお、合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下回らないよう算定する額とし、その後の5年度で当該算定による増加額を段階的に縮減する。

合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置(合併特例債)

合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う以下に掲げる事業のうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費について、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債をその財源とすることができることとし、当該地方債に係る元利償還に要する経費の一部について、普通交付税により措置する(充当率95%、元利償還金の7割を普通交付税措置)。

ア 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業

イ 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

なお、合併後の市町村のまちづくりを推進するために都道府県が実施する市町村建設計画に掲げられた合併に伴い臨時的に必要な地方単独事業については、引き続き、地域総合整備事業債の対象とする。

合併後の市町村の振興のための基金造成に対する財政措置(合併特例債)

合併後の市町村における地域住民の連帯の強化又は旧市町村の区域における地域振興等のために設けられる基金の積立のうち、特に必要と認められるものに要する経費について、合併特例債を財源とすることができる。

合併直後の臨時的経費に対する財政措置

以下に掲げるような経常経費に対して、普通交付税による包括的財政措置を講じる。

ア 行政の一体化(基本構想の策定・改訂、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等)

イ 行政水準・住民負担水準の格差是正(住民サービスの水準の調整等)

合併準備経費に対する特別交付税措置

合併協議会設置経費等合併準備経費に対し、特別交付税措置を講じる。

過疎地域活性化のための地方債の特例

過疎地域の市町村が含まれる合併市町村には、過疎地域であった区域を過疎地域とみなして、過疎債の発行等の特別措置を適用する。

市町村合併推進補助金

合併に向けての準備及び合併に伴い市町村が実施するモデル事業に補助を行う。

合併市町村支援のための特別交付税措置

合併を機に行われる新たなまちづくり、合併関係市町村間の公共料金の格差調整、公債費負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等についての需要に的確に対応するため、特別交付税による包括的な支援措置を講ずる(「合併市町村支援」)。

また、合併に伴う電算システムの統一等の「合併移行経費」を特別交付税により個別に措置する。

(5) 広域行政アドバイザー制度

地方公共団体における広域行政施策を推進するための具体的な方策に関する助言、情報の提供等を行うために、派遣対象団体の依頼に基づき、広域行政アドバイザーを派遣する。

(6) その他

住民発議制度

有権者の50分の1以上の署名をもって、市町村長に対し、法定の合併協議会の設置を請求できる。

全ての関係市町村で同一の住民発議が成立した場合には、全ての関係市町村の長は、合併協議会設置の協議について、議会に付議しなければならない。

地域審議会

合併関係市町村の協議により、合併関係市町村の区域を単位として、必要な地域審議会を設置することが出来る。地域審議会は新市町村長の諮問に応じ、また、必要に応じて意見を述べる事が出来る。

市となる人口の要件緩和

町村が市となるための要件は、地方自治法第8条第1項で、人口5万人以上、連たん戸数が6割以上等と定められているが、町村による合併の場合には、平成12年12月6日の「市町村の合併の特例に関する法律」の一部改正(公布・施行)により、平成16年3月末までに合併が行われる場合に限り、人口要件を3万人以上とするとともに、連たん要件等の人口以外の要件が廃止された。

また、平成16年4月以降の合併については、合併特例法により、平成17年3月末までの合併に限り、地方自治法第8条第1項の市制要件の人口要件が4万人以上となる。

なお、新設合併のうち、市の区域の全部を含む区域で行う合併の場合は、市の要件を備えていない場合も市となる事が出来る。

合併市町村の議会議員定数特例、在任特例

一定の範囲内で、新市町村の議会議員の定数を増加するか、又は合併関係市町村の議員が新市町村の議会議員として在任することが出来る。

議員年金に関する特例

市町村合併の前日において合併関係市町村の議会議員であった者のうち、合併がなければ議員の退職年金の在職期間(12年以上)の要件を満たすこととなる者については、年金受給資格を認める。

2 県の支援策

(1)基本的な考え

地方分権がいよいよ実行段階を迎え、住民に身近な総合的行政サービスを提供する市町村の役割はますます重要になってきている中で、行財政基盤の強化や広域的対応を図るために、市町村合併は有効な手段の一つである。

従って、県は、市町村や住民の主体性、自主性を十分に尊重するとともに、各地域の一体的発展にも配慮しながら、合併に向けての市町村、住民等の取組を積極的に支援していく。

支援に当たっては、市町村の意向、要望に十分配慮しながら、初期の合併検討段階から合併後の新市町村の行財政運営に至るまで、総合的な支援を行っていく。

(2)具体的な支援策

合併に向けた気運醸成

- ・ 市町村、民間団体等が主催する研修会等への講師派遣や、シンポジウム等の開催により、合併に向けての気運の盛り上げを図る。
- ・ パンフ等の作成・配布やマスメディア、県庁ホームページ等を通じ、積極的な情報提供を行う。

合併に向けた市町村等の取組に対する支援

- ・ 合併に向けた検討会、学習会等への参画や、合併協議会等への委員、アドバイザーとしての参画、合併協議会への職員の派遣など、合併の検討に際しての技術的、人的支援を行う。
- ・ 市町村の合併に向けた動きを全庁的に支援するために、県庁内に各部局の横断的な支援組織を設置するとともに、各地域に連絡組織を設置する。
- ・ 関係市町村等による合併に向けた調査・研究に対する助成や、合併協議会の運営に対する財政支援など、具体的な検討が円滑に進められるよう必要な支援を行う。

合併市町村への支援

- ・ 市町村建設計画の策定過程から積極的に参画し計画の実現に向けて支援を行うとともに、計画に掲げられた県事業については、重点的な実施を行う。また、市町村事業についても、補助金の優先的採択を行う。
- ・ また、合併市町村の建設を円滑に進めるために、合併市町村に対する本県独自の支援制度の創設についても検討を行う。
- ・ 合併市町村の実態に応じた権限委譲や、県の各種広域計画における区域や出先機関の所管区域見直しについて、市町村の意向を踏まえながら適切な処置を講じる。
- ・ その他、あらゆる行政分野において合併市町村の建設、運営が円滑に実施されるよう支援を行う。

3 市町村の取組

現在、県内においては、合併に向けての議論が十分に行われているとはいえない状況にある。しかしながら、地方分権が実行段階を迎える一方で、国・地方自治体を通じた厳しい財政状況や、少子・高齢化や広域行政への対応といった行政課題など市町村を取り巻く状況が大きく変化しており、市町村合併の検討は、21世紀の市町村のあり方に関わる重大な問題として、喫緊に取り組む必要のある課題である。

市町村においては、地域を取り巻く状況と地域の将来を見据え、中長期視点に立っての真剣な議論、取組が行われることを期待する。特に、合併は地域住民の生活に大きな影響を与える問題であることから、地域住民や民間団体等に十分な情報提供を行うとともに、その意向の十分な把握を行い、地域全体での議論、取組となるよう配慮が必要である。